令和８年度　三木市障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針

１　趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため下記のとおり調達方針を定める。

２　適用範囲

この方針を適用する範囲は、三木市の全ての組織とする。

３　調達の対象となる障がい者就労施設等

本市における物品等の調達の対象となる障がい者就労施設等とは、以下のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

(1)　市内に住所を有する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する事業所、施設等

ア　障害者支援施設（施設入所支援及び施設障害福祉サービス）

イ　障害福祉サービス事業所（生活介護、就労移行支援、就労継続支援Ａ型及び同Ｂ型）

ウ　地域活動支援センター

(2)　障がい者を多数雇用する事業所

ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社

イ　重度障害者多数雇用事業所※①～③すべてに該当する事業所

①　障がい者の雇用が５人以上であること。

②　障がい者の割合が全従業員の 20％を超えていること。

③　雇用する障がい者の内 30％以上は重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を含んでいること。

(3)　市内に住所を有する障害者雇用促進法に規定する在宅就業障がい者等

ア　自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

イ　在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う在宅就業支援団体

(4)　市役所内に設置する庁内作業所「ワークルーム虹」

４　物品等の調達目標

令和８年度の本市が達成すべき物品等の調達目標額を、以下のとおり定める。

(1)　物品（パン、クッキー等）　　１４６,０００円

(2)　役務（印刷、製本、仕分け、封入等）　　２,１００,０００円

５　物品等の調達方針及び調達実績の公表

(1)　障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針を作成したときは、ホームページ等により公表する。

(2)　調達実績については、当該年度終了後速やかにホームページ等で公表する。

６　調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、健康福祉部障がい福祉課とする。